○国税庁告示第八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	東京都世田谷区南烏山六丁目六番五号安藤ビル三F	中島　早苗	平成二十四年三月十六日から平成二十九年三月十五日まで

○文部科学省告示第三十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十四年三月十五日

文部科学大臣　平野　博文

別表一　利根川・渡良瀬川合流域の水場景観

別表一から別表八に掲げる家屋

種別	員数	所在地
排水機場	一棟	群馬県板倉町大字飯野新地先
排水機場	一棟	板倉町大字飯野新地先
排水機場	一棟	板倉町大字海老瀬地先
排水機場	一棟	板倉町大字海老瀬地先
排水機場	一棟	板倉町大字板倉小保呂三七番地四地先
排水機場	一棟	板倉町大字海老瀬字間田地先
排水機場	一棟	板倉町大字海老瀬字間田地先
水塚	一棟	板倉町大字海老瀬二七七二
水塚	一棟	板倉町大字海老瀬二七六六ノ一
水塚	一棟	板倉町大字下五箇七〇四
水塚	一棟	板倉町大字下五箇二六八
水塚	一棟	板倉町大字下五箇二二七

別表二　佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観

種別	員数	所在地
神社	三棟	新潟県佐渡市西三川三〇二番、三〇三番
堂	一棟	西三川四六五番
校舎	二棟	西三川四六二番七、四六五番一

別表三　四万十川流域の文化的景観　上流域の農山村と流通・往来

種別	員数	所在地
農家住宅	一棟	高知県中土佐町大野見槇野々一〇二番地
倉庫	一棟	中土佐町大野見槇野々一〇二番地

別表四　久礼の港と漁師町の景観

種別	員数	所在地
酒蔵	一棟	高知県中土佐町久礼六一五四番地、六一三〇番地一、六一三〇番地二
酒蔵	一棟	中土佐町久礼六一九二番地二

別表五　小値賀諸島の文化的景観

種別	員数	所在地
神社	一棟	長崎県小値賀町笛吹郷一九六一番地七
母屋兼店舗	一棟	小値賀町笛吹郷一七三八番地一
母屋兼店舗	一棟	小値賀町笛吹郷一六七三番地
庭園	一棟	小値賀町笛吹郷一八八〇番地一
母屋兼店舗	一棟	小値賀町笛吹郷一六六八番地、一六七〇番地
母屋	一棟	小値賀町前方郷二四四三番地二
造船所	一棟	小値賀町前方郷二四八〇番地

別表六　佐世保市黒島の文化的景観別表一　宇治の文化的景観

種別	員数	所在地
工場	一棟	長崎県佐世保市黒島町二三一番地一
事業所	一棟	黒島町又一九〇番地地先埋立地
事業所	一棟	黒島町三二七四番地七
戦跡	一棟	黒島町三五一九番地七三
戦跡	一棟	黒島町一四三五番地二五

別表七　五島市久賀島の文化的景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	長崎県五島市久賀島一〇三番地、一〇四番地合併

別表八　天草市﨑津の漁村景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	熊本県天草市河浦町﨑津字村上五三四
主屋	一棟	河浦町﨑津字村上六一三、六一六

○文部科学省告示第三十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第三十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十五日

文部科学大臣　平野　博文